

■ あらゆる事業活動で産業廃棄物に該当するもの

品目	例	ポイント
燃え殻	焼却灰などの燃えカス 活性炭	<b>まぎらわしい例</b> • 水分を含み泥状を呈する活性炭は汚泥
汚泥	排水処理の汚泥 建設汚泥 凝集沈殿汚泥 ビルピット汚泥 泥状を呈するもの	<b>まぎらわしい例</b> • し尿を含むビルピット汚泥は事業系一般廃棄物 • ヘドロ等を含む土砂は、建設汚泥(自然土ではない)
廃油	エンジンオイル 潤滑油 ラード てんぷら油	<b>まぎらわしい例</b> • 固形剤で固めた場合でも、産業廃棄物
廃酸	廃バッテリー液 写真定着廃液 ジュース類(酸性のもの)	
廃アルカリ	自動車不凍液 写真現像廃液 金属石鹼廃液 ジュース類(アルカリ性のもの)	
廃プラスチック類	プラスチック製の容器 発泡スチロール 農業用ビニール 廃タイヤ 梱包用結束バンド プラスチック製弁当容器 カップめん容器 ペットボトル	<b>まぎらわしい例</b> • 以下のものも、全て廃プラスチック類に分類されます。 合成繊維くず (例) ポリエステル ナイロン など 合成ゴムくず (例) ゴムチューブ、廃タイヤなど
ゴムくず	天然ゴム製のごみ	<b>まぎらわしい例</b> • 合成ゴムは廃プラスチック類
金属くず	空き缶 包丁等の刃物類 金属製の容器 ホッチキス針 クリップ バインダーの金具 金属製事務機、ロッカー 金属製の事務用品 一斗缶、ドラム缶	<b>まぎらわしい例</b> • 電池は金属くずと汚泥の混合物
ガラスくず・コンクリートくず*及び陶磁器くず	ガラス製容器 板ガラス 空きビン 蛍光灯 コンクリートブロック 陶磁器製ティーカップ 瓦、レンガ 廃石膏ボード	※ コンクリートくずは、建設工事に伴って生じたものを除く <b>まぎらわしい例</b> • ガラス繊維くずはガラスくず等 • 蛍光灯はガラスくず等、金属くず、廃プラスチック類の混合物
鉱さい	鉱物廃砂 サンドプラストくず	<b>まぎらわしい例</b> • サンドプラストくずは、塗料等が混入している場合は汚泥
がれき類	建設工事に伴って生じたコンクリート片、レンガ片、瓦破片、アスファルト破片	
ダスト類(ばいじん)	集塵設備で捕集したもの	
産業廃棄物を処分するために処理したもので、他の産業廃棄物に分類されないもの		

あらゆる事業活動で産業廃棄物に該当するもの

■ 特定の事業活動から発生する場合のみ、産業廃棄物に該当するもの

品目	例	ポイント
紙くず	段ボール 新聞・チラシ 書類・伝票 シュレッダー紙くず コピー用紙 紙パック 紙箱	紙・紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本・印刷物加工業、建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)などにより発生した紙くずは産業廃棄物 <b>まぎらわしい例</b> • オフィスの廃書類は事業系一般廃棄物 • オフィスで排出した紙パックは事業系一般廃棄物
木くず	剪定枝 丸太 木板 刈草 建設廃材 パレット	木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業、建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)などにより発生した木くず、物品賃貸業(リース業)に係るもの、木製パレット(業種指定なし)は産業廃棄物
繊維くず	木綿くず 羊毛くず 畳 その他の天然繊維	繊維工業(縫製を除く)、建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)により発生した天然繊維くずは産業廃棄物 <b>まぎらわしい例</b> 繊維くずは天然繊維くずのみ該当し、合成繊維は廃プラスチック類に該当
動植物性残さ	食品の売れ残り 食品の食べ残り 調理残さ その他の食品残さ 魚アラ 茶殻・コーヒーかす 貝殻	食品品製造業、医薬品製造業、香料製造業において使用した固形状不要物は産業廃棄物 <b>まぎらわしい例</b> 飲食店等で排出したものは事業系一般廃棄物
動物系固形不要物	牛、豚、食鳥等の固形状の不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した固形状不要物は産業廃棄物
動物のふん尿	牛、馬、豚、めん羊、山羊、ニワトリ等のふん尿	畜産農業に係るものは産業廃棄物
動物の死体	牛、馬、豚、めん羊、山羊、ニワトリ等の死体	畜産農業に係るものは産業廃棄物

特定の事業活動で産業廃棄物と一般廃棄物に分かれるもの